

（第36号議案）

中野区立公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由及び概要

（1）公園内での行為の制限の追加

現状、業としての撮影は、事前に占有申請をしたうえで占有料を支払うことで許可する運用をしているが、業としての撮影を制限していることが明文化されていなかったため明文化する。

（2）指定管理者が許可できる占有許可の権限についての変更

現状の条例では、指定管理者は撮影等の臨時的占有及び催しのための占有について許可ができるとしているが、「物件を設けない占有」と都市公園法第7条第1項第6号に規定する「協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」について許可をすることができるという形に条文を整理する。

（参考）対象指定管理公園

平和の森公園、哲学堂公園、鷺宮運動広場、広町みらい公園、中野四季の森公園

（3）公園占有料及び土地使用料の改定

現行の公園占有料及び土地使用料は、令和3年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、令和4年4月1日付で施行したものである。令和6年1月1日に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、単価を改定する。

（4）中野四季の森公園の興行目的での公園占有における公園占有料の設定

現行の中野四季の森公園の公園占有料は、その他の公園と同様の金額としているが、中野四季の森公園の固定資産税評価額及びフードフェス等大規模なイベントを実施していることを考慮し、興行目的での公園占有については独自の公園占有料を設定する。なお、独自の公園占有料の設定に伴い、イベント実施事業者が寄付という形で任意に中野区へ納めている管理協力金については廃止する。

2 公園占用料及び土地使用料の積算方法

(1) 積算方法

種別ごとに令和6年度固定資産税評価額（23区平均）を基に積算する。

公園占用料及び土地使用料単価（月額）

$$= \text{ア 固定資産税評価額} \times \text{イ 使用料率} \times \text{ウ 基準占用面積} \times \text{エ 修正率}$$

ア 令和6年度固定資産税評価額23区平均（511,605円）

イ 道路占用料の使用料率に準ずる割合（1,000分の2.8）

ウ 当該占用物件の基準占用面積

エ 修正率（「地上」を1とした場合、「上空」は0.5、「地下」は0.3）

(2) 激変緩和措置

上記計算式により積算した額と現行条例額の1.2倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

3 中野四季の森公園の興行目的での公園占用料の積算方法

上記公園占用料及び土地使用料の積算方法のうち、「ア 固定資産税評価額」について中野四季の森公園の1㎡あたりの固定資産税評価額を用いて積算する。

※中野四季の森公園は公有地のため固定資産税が課されておらず、正確な固定資産税評価額は不明である。中野都税事務所が概算で算出した1㎡あたりの固定資産税評価額（約650,000円）を用いて積算している。

4 中野区立公園条例新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定日

令和7年4月1日

中野区立公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第2条の6 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第7号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 公園の原状を変更し、又は用途外に使用すること。</p> <p>(2) 植物又は土石の類を採取し、又は損傷すること。</p> <p>(3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 物品販売、業としての撮影その他の営業行為をすること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。</p>	<p>第1条～第2条の6 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第7号までについては、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 公園の原状を変更し又は用途外に使用すること。</p> <p>(2) 植物、土石の類を採取し又は損傷すること。</p> <p>(3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し又は殺傷すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ又はとめておくこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 物品販売その他営業行為をすること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) ごみ、その他の汚物をすてること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 前各号のほか、公園の管理に支障がある行為をすること。</p>
<p>第4条～第9条 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第10条 公園施設を設置し、又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第1に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 公園を占有する者からは、別表第2に定める占有料を徴収する。ただし、第24条の規定により指定管理者が第18条第1号の2に規定する仮設工作物を設ける占有又は同条第2号に規定する物件を設けない占有について</p>	<p>第4条～第9条 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第10条 公園施設を設置又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第1に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 公園を占有する者からは、別表第2に定める占有料を徴収する。ただし、第24条の規定により指定管理者が第18条第2号に規定する臨時的占有について利用料金を収受する場合は、当該占有料は徴収しない。</p>

利用料金を収受する場合は、当該占用料は、徴収しない。

3・4 (略)

第11条～第17条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、区長が指定する公園について次に掲げる業務を行うものとする。

(1) (略)

(1)の2 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物のうち当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設ける公園の占用（以下「仮設工作物を設ける占用」という。）に係る定型的な法第6条第1項又は第3項の許可（法第8条の規定により当該許可に条件を付することを含む。以下「仮設工作物を設ける占用の許可」という。）をすること及び仮設工作物を設ける占用の許可の申請を受けること。

(2) 第6条に規定する物件を設けない公園の占用（以下「物件を設けない占用」という。）を許可すること。

(3) 第7条第1項の規定により物件を設けない占用の許可に際して条件を付すること。

(4) 第14条第1項の規定により、物件を設けない占用の許可及び有料施設（附属施設及び附属設備を含む。以下この条及び第20条から第24条までにおいて同じ。）の使用の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の現状回復若しくは公園からの退去を命ずること。

(5) 第14条第2項の規定により、物件を設けない占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者に対し、同条第1項に規定する処分をし、又

3・4 (略)

第11条～第17条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、区長が指定する公園について次に掲げる業務を行うものとする。

(1) (略)

(2) 第6条の規定により写真撮影のための臨時的な占用、ロケーション（映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。）のための臨時的な占用及び催しのための臨時的な占用（以下「臨時的占用」と総称する。）を許可すること。

(3) 第7条第1項の規定により臨時的占用の許可に際して条件を付すること。

(4) 第14条第1項の規定により、臨時的占用の許可及び有料施設（附属施設及び附属設備を含む。以下この条及び第20条から第24条までにおいて同じ。）の使用の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の現状回復若しくは公園からの退去を命ずること。

(5) 第14条第2項の規定により、臨時的占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者に対し、同条第1項に規定する処分をし、又は同項に

は同項に規定する必要な措置を命ずること。

(6)～(8) (略)

(指定管理者が行う業務に関する許可申請書の記載事項に係る規定等の準用)

第19条 第5条の規定は、指定管理者が前条第1号の2に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第5条第1項第6号中「区長」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

2 第6条の規定は、指定管理者が前条第2号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第6条中「物件を設けないで公園を占有しよう」とあるのは「第18条第2号に規定する物件を設けない占有をしよう」と、「区長の」とあるのは「第17条に規定する指定管理者の」と、同条第6号中「区長」とあるのは「当該指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第7条第1項の規定は、指定管理者が前条第3号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「区長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条又は」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者は、第19条第2項の規定により読み替えられた」と読み替えるものとする。

4 第14条第1項の規定は、指定管理者が前条第4号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「区長」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第14条第2項の規定は、指定管理者が前条第5号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「区長」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

第20条～第23条 (略)

規定する必要な措置を命ずること。

(6)～(8) (略)

(指定管理者が行う業務に関する物件を設けない占有に係る規定等の準用)

第19条 第6条の規定は、指定管理者が前条第2号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第6条中「公園を占有しよう」とあるのは「第18条第2号に規定する臨時的占有をしよう」と、「区長の」とあるのは「第17条に規定する指定管理者の」と、同条第6号中「区長が」とあるのは「当該指定管理者が」と読み替えるものとする。

2 第7条第1項の規定は、指定管理者が前条第3号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第7条第1項中「区長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条又は」とあるのは「第17条に規定する指定管理者は、第19条第1項の規定により読み替えられた」と読み替えるものとする。

2 第7条第1項の規定は、指定管理者が前条第3号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第7条第1項中「区長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条又は」とあるのは「第17条に規定する指定管理者は、第19条第1項の規定により読み替えられた」と読み替えるものとする。

3 第14条第1項の規定は、指定管理者が前条第4号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「区長」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第14条第2項の規定は、指定管理者が前条第5号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「区長」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

第20条～第23条 (略)

(利用料金)

第24条 指定管理者は、仮設工作物を設ける占有及び物件を設けない占有について別表第4に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。

2・3 (略)

4 指定管理者による仮設工作物を設ける占有の許可又は物件を設けない占有の許可を受けた者は、第1項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

5～7 (略)

第25条～第27条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第10条関係)

(1) 土地の使用料

種別	単位	金額	
		地上	地下
土地	(略)	1,432円 (公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)	429円 (公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)

(2) (略)

別表第2 (第10条関係)

公園の占用料

占用物件等		単位	金額
電柱	本柱、支柱又は支線	(略)	1,933円
標識		(略)	1,145円

(利用料金)

第24条 指定管理者は、臨時的占有について別表第4に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。

2・3 (略)

4 第19条第1項の規定により読み替えられた第6条の規定により臨時的占有の許可を受けた者は、第1項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

5～7 (略)

第25条～第27条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第10条関係)

(1) 土地の使用料

種別	単位	金額	
		地上	地下
土地	(略)	1,375円 (公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)	916円 (公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)

(2) (略)

別表第2 (第10条関係)

公園の占用料

占用物件		単位	金額
電柱	本柱、支柱又は支線	(略)	1,856円
標識		(略)	1,100円

水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	(略)	<u>171円</u>
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		<u>429円</u>
	外径1メートル以上のもの		<u>859円</u>
電線	電線	(略)	<u>143円</u>
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	<u>171円</u>
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>429円</u>
		外径1メートル以上のもの	<u>859円</u>
鉄塔	(略)	<u>1,432円</u>	
変圧塔、マンホール類	(略)	<u>1,432円</u>	
郵便差出箱又は信書便差出箱	(略)	<u>572円</u>	
公衆電話所	(略)	<u>1,432円</u>	
地下の占用物件	地上露出部分	(略)	<u>1,245円</u>
	地下部分	(略)	<u>429円</u>
高架の占用物件	(略)	<u>716円</u>	
天体気象又は土地の観測施設	(略)	<u>1,420円</u>	
写真撮影	常時占用	(略)	<u>11,280円</u>
	臨時的な占用	(略)	<u>1,997円</u>
ロケーションのための臨時的な占用	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	(略)	<u>17,625円</u>

水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	(略)	<u>165円</u>
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		<u>412円</u>
	外径1メートル以上のもの		<u>825円</u>
電線	電線	(略)	<u>137円</u>
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	<u>165円</u>
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	<u>412円</u>
		外径1メートル以上のもの	<u>825円</u>
鉄塔	(略)	<u>1,375円</u>	
変圧塔、マンホール類	(略)	<u>1,375円</u>	
郵便差出箱又は信書便差出箱	(略)	<u>550円</u>	
公衆電話所	(略)	<u>1,375円</u>	
地下の占用物件	地上露出部分	(略)	<u>1,038円</u>
	地下部分	(略)	<u>412円</u>
高架の占用物件	(略)	<u>687円</u>	
天体気象又は土地の観測施設	(略)	<u>1,184円</u>	
写真撮影	常時占用	(略)	<u>10,800円</u>
	臨時的な占用	(略)	<u>1,912円</u>
ロケーションのための臨時的な占用	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	(略)	<u>16,875円</u>

その他の占用	(略)	47円(当該その他の占用が中野区立中野四季の森公園における興行等に係るものである場合は、60円)
--------	-----	--

その他の占用	(略)	45円
--------	-----	-----

別表第3 (略)

別表第4 (第24条、第25条関係)

仮設工作物を設ける占用及び物件を設けない占用に係る利用料金

占用物件等		単位	限度額
写真撮影	常時占用	1台につき	11,280円
		1月	
	臨時的な占用	(略)	1,997円
ロケーションのための	(略)	(略)	17,625円
臨時的な占用			
その他の占用	(略)	47円(当該その他の占用が中野区立中野四季の森公園における興行等に係るものである場合は、60円)	

別表第5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

別表第3 (略)

別表第4 (第24条、第25条関係)

臨時的占用に係る利用料金

占用物件		単位	限度額
写真撮影	臨時的な	(略)	1,912円
	占用		
ロケーションのための	(略)	(略)	16,875円
臨時的な占用			
催し	臨時的な	(略)	45円
	占用		

別表第5 (略)

2 施行日の前日までに公園施設の設置の許可を受けている者のうち、当該公園施設の設置の期間が1年以内のものに係る土地の使用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに公園の占用の許可を受けている者のうち、当該公園の占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。

4 施行日の前日までに改正前の別表第4に掲げる写真撮影のための臨時的な占有、ロケーションのための臨時的な占有及び催しのための臨時的な占有の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 改正後の第18条の規定により中野区立公園条例第17条に規定する指定管理者が行う改正後の第18条第1号の2に規定する仮設工作物を設ける占有及び同条第2号に規定する物件を設けない占有に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。